条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準による場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.63421

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 53,500 円

［略］

（自動車取得税の基準税額の算定方法）

第二十三条　自動車取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・二五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十七条の六第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百四十三条第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（34,900 円× α）×（A × 0.980）

（34,900 円× α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.980）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車取得税の課税の対象となつた自動車（地方税法第 113 条第 2 項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第 115 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 120 条、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成 29 年改正前地方税法」という。）附則第 12 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、附則第 12 条の 2 の 4、附則第 52 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によつてその取得に対して自動車取得税を課することができない自動車又は地方税法第 125 条第 1 項、第 126 条第 1 項若しくは平成 29 年改正前地方税法附則第 52 条第 3 項の規定によつてその取得に対する自動車取得税の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

B　前年度の課税標準額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調）の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（条例で定める割合による場合）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準による場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.62996

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 53,900 円

［同左］

（自動車取得税の基準税額の算定方法）

第二十三条　自動車取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・二五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十七条の六第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百四十三条第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（26,500 円× α）×（A × 0.985）

（26,500 円× α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.985）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車取得税の課税の対象となつた自動車（地方税法第 113 条第 2 項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第 115 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 120 条、附則第 12 条の 2 の 4 若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成 28 年改正前地方税法」という。）附則第 12 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、附則第 52 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によつてその取得に対して自動車取得税を課することができない自動車又は地方税法第 125 条第 1 項、第 126 条第 1 項若しくは平成 28 年改正前地方税法附則第 52 条第 3 項の規定によつてその取得に対する自動車取得税の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数